慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	会津藩の漆生産について
Sub Title	Production of lacquer in the Aizu-han
Author	松尾,謙介
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1949
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.42, No.4 (1949. 4) ,p.262(50)- 275(63)
JaLC DOI	10.14991/001.19490401-0050
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19490401-0050

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

る』(堀江英一氏』「分割農的土地所有」範疇の歴史的適用につなく、それを複雑な幕末維新の政治過程の分析に驅使す ニュ時代』説を鄕士・中農層によつて補强するばかりでる鍵を見る。かくして、奈良本氏は服部氏の『幕末嚴マ王派》に著しく、そとに幕未維新の政治的歸趨を決定す 在したが、それは東國諸藩(佐幕派)より西南雄藩(勤市に進出する。……からる傾向は多少ともどの藩にも存もに中央都市の商業高利賞資本を排除して、自ら中央都 当に中央都市の商業高利貸資本を排除して、 藩政をそれに順應した絕對主義的方面へ切り いて』「經濟評論」昭和二十三年五月號) 表者たる郷土を藩政に参興せしめることによつて、とそれを地盤とする各藩内の地方商人とはその政治士・中農層すなわち『生産的中農層』の花咲く商品 自ら中央都

而して奈良本氏は東北諸藩と四南雄藩との間に存す 3

んとする所は「副業のなかつたと云ふことが同時に副業るのを「鷹山公世紀」より引用される。つまり氏の云は證として養蠶の有利にして而も貧農には緣なき副業であ 矛盾が急速に農民層を沒落さして行くことによつて彼等まへ整一なる規模で幕府體制の中に組み入れられ、その (同上、七二頁) と云ふ結論を下されるのである、その實に小商品生産としての副業を營む餘裕を許さなかつた。 れ等の諸地方を或程度まで進んだ商品經濟の中に置いてれており、それが瀨戸內海交通路の發達と相俟つて、こ西南の諸地方には可成りに發達した小商品生産が前提さ

藩が佐幕派となるのも宜なる哉。とには中産的生産者層の片影だの 制度の下 重壓の下に最も容易に窮乏化するであらう。 その結果 である」(同上 成立 は中産的生産者層の片影だに見出されない。東北諸封建的規模で擴大强化されるところの地主經營、そ せしめな 様な社會環境の下に置かれ農民は封建的貢租の一に於ける東北の特殊性を織りなす原因があつたしめない社會であつたことに近世初期幕藩封建 」(同上七三頁)と云ふに盡きる、副業を成立-に於ける東北の特殊性を織りなす原因があつししめない社會であつたことに近世初期幕藩封

である。なる程、東北諸藩の特殊性を成立せしめるはれてゐる。なる程、東北諸藩の特殊性を成立せしめるはれてゐる。なる程、東北諸藩の特殊性を成立せしめる。然しながらその特殊原因を持ちつ」成立した東北の特殊性は、更に結果として副業の缺除と云ふ狀態の維持をみちびき出さずにはおかないであらう。とすれば、缺除は軍に初期にのみ止まるものではないと云ふ事にならら、それが果して事實であるのか否かと云ふ事にならなれるべき點なのである。——西南地方との對比に於て、はれるべき點なのである。——西南地方との對比に於て、はれるべき點なのである。——西南地方との對比に於て、はれるべき點なのである。——西南地方との對比に於て、 ・だ・が、、、 題とされねばならぬと云ふ事に外ならないのである。 れば、「『胎芽的』な分割農」(堀江氏前揚論文) 嚴密な意味に於て Ø

> ある。そして第三に、とは云へ第一・第二の要因と絡みともその可能が與へられてゐる』事が考へられるべきで 合いつ」、副業が問題とされるに至るのである。 經濟的位置の上に、より大きな區別を生ぜしめる、 租の率が問題とされねばならぬ事は當然であらう。がそ を有するものであるとするならば、その場合は、勿論貢 れと同時に、『この地代形態は個々の直接的生産者たちの 又『胎芽的利潤』が、物納地代若くはその單なる形態 」(堀江氏前掲論文)に外ならないとするならば、そるに「『胎芽的』な分割農」が「『胎芽的利潤』の牧 から生ずる金納地代の範圍の上に自己の自然的限界 「脂芽的利潤」の収得

限り充分なる検討を遂げらるべき事は言ふまでもな 指摘さるべき漆器工業が分析の手段として資料的に及ぶ この爲には、 れる如き兩藩の政治的態度の相違を、奈良本氏の方法論象に選定し、例へば白虎隊と奇兵隊との性格の間に見ら於ける最も典型的なものとして、會津と長州を分析の對 との為には、此の藩に於て最も有望な産業=副業として試みようとするのが本論文の意圖するところであるが、 を會准落に適用する事によつて、 ける東北 と西南との二大ブロックに 物質的面からの検討を

ころであらう。

様に思はれる。
「の概觀を仕上げておく事が必要であるのなされた如く、藩の有つ封建的機構及び商業資本とののなされた如く、藩の有つ封建的機構及び商業資本との年然、漆器工業自體の分析に入るに先立ち、奈良本氏

六萬八千八百七十 拾二萬七千六十三人、正經の代〇寬文九年 從つて新田開發及びそれに伴ふ人口増加は、 六萬八千八百七十九人と增大し、正之の代に比し質に四一萬五千七百十二石强、特に享保二年に於ける人口は拾 于四百九十八人、元祿二年 容の代に於ては、天和元年 て、一萬二千四百六十八別、拾五萬二千五百三十七人、正 (寬永二十年 一千五百四十二人新田開發は元和元年 **小態にあつた。たとへ金澤盆地が良質の策を産出する可** 性を有してゐたにせよい て既に「此節より地下衰之萌相顯米金未進之儀相始」ま 及び自然的諸條件は、 會準滯は保科氏人部當時に於て既に裕福とは云へない Ø 寛文八年)。に於て、一萬五百五十二石强、 \mathcal{C} ある。 人の増加を示してゐるが、 年然、藩財政ははるか貞享元年十 次して良好とは云へなかつた。 一元祿元年の八年間、拾五萬四 □元和元年──寶永四年に於て一享保十五年にあつて拾六萬 -延寶八年) 四於 此の年にあ 正之の代 た

に至り、 度、當三月八組之組頭申出候二付、當時御米無」之候得共 **窮乏を告げてゐたのであつた。否、大津公正之入部(寬永** 内職による收入の增加、武具類の賣拂、さもなくば藩廳よ 臣團のなし得べき事は、極度の節儉、能ふ限りの自給自足 困窮」最早今年ニ龍成候では必至と取續兼候族不」少」と 內證相痛罷在候上、安永元年御借知壹分被」增益一統及 れば、「御借知被」仰付二十年ニ相及、諸士諸奉公人連々 ある。安永四年七月八日に大目附より奉つた建白書によ に置かれてゐたのであるが、五年後の慶安二年三月二十 賀=及"餓死"候程之事に候はダ云々」と云ふ悲慘な狀態 殊の外つまり 二十年)の翌年たる正保元年四月三日に於ては、 云ふ風に窮乏の一途をたどるのみであつ して、それさへもが「不」苦」として容認されてゐた事質で の當時に於てさへ、 町人よりの高利借金。――『鳳柳院様御代迄全之質屋』の低利資金融通の嘆願、若しくは、そしてより普遍的に には、「風俗流弊にて侍屋敷より年作物賣出、或は極月 更に驚くべき事には、「是はまだしも不」苦候得共」と 町家へ罷出候も内々在」之」事が述べられてゐる 何も身代不一罷成一者有」之候間、 借金無」之候而ハ差支之筋多 銀八百貫目を供 た。之等一般家 用する程の 御米借仕 一御家中

してみれば、貢租として納入された農民の餘剰生産物屋之類領内不相應多分ニ相成候」(延享三年正月十八日)被"相止「候處……町衆之風不」憚」上恣成風俗ニ相成、質無」之しろふと質屋と申て少分之質取候者は吃度御吟之上

屋之類館内不相應多久。相居他」「英書三年正月一月」にたる米、大豆等を潜及び封建家臣團の利益に於てより有たる米、大豆等を潜及び封建家臣團の利益に於てより有たる米、大豆等を潜及び封建家臣團の利益に於てより有たる米、大豆等を潜及び封建家臣團の利益に於てより有かり、寬文四年常詰組付藤澤太郎右衛門が廻米役に仰付ちれるに至つたのであるが、更に同九酉年八月には御勘られるに至つたのであるが、更に同九酉年八月には御勘られるに至つたのであるが、更に同九酉年八月には御勘られるに至つたのであるが、更に同九酉年八月には御勘られるに至つたのであるが、更に同九酉年八月には御勘られるに至つたのであるが、更に同九酉年八月には御勘られるに至つたのであるが、更に同九酉年八月には御勘られるに至つたのであるが、更に同九酉年八月には御勘られるに至つたのであるが、更に同九酉年八月には御勘られる正となった。

米之趣ハ、大商人之趣法ニ候故、、役人等町人百姓等申付候」た、之に對し別のタイプを示すものは「齋藤五兵衞取 計候廻年八月十二日)と云ふ方針に從つて、民間 人を大いに登用し共之儀は 何人にても 吟味之上、 入用次第可...申付二〈寬文九共之儀は 何人にても 吟味之上、 入用次第可...申付二〈寬文九八百姓之內前々廻米裁判仕來候者四五人も申付、其外輕き 者(註) 五兵衞は江戸並道中於-會津も小役人數多入用に候處 町(註) 五兵衞は江戸並道中於-會津も小役人數多入用に候處 町

兵衞の如ぎは、「を救はんが爲に、」 一年八月十日 兵衞である。! 後地拂之分御引分賣落有」之候共、其分御藏米 之 賣 落にい 封建領主の本質を發揮してあます處がない。彼は云ふ―、安 裁判の誤 を 批 判しつゝ、「小分之儀 段、御家中廻米へ割懸候」(寛文十一年八月十日)とて五兵衞 排拆し事ら役人の手によつて之を行はんとしたものである。 游が有する木質をあくまで維持して行かんとする彼の意欲、 第三可」仕」(同上)と云ふのが彼の意見である。五年十一月十一日)。そして「我利得は不」入候、 藤市兵衞の如き者は利潤を事らに求め、下民の病と成族も無い とて五兵衞を攻撃し彼の後釜を受繼いだ常詰 御勘定人安藤市 確保すると云ふ事に彼の最大の關 心が向けられてゐたとする 作に云つて居る所が面白い。 幕藩體 制の一單位としての會津 上)とて私案を進めてゐるのである。之に對する正之の言は かの相違を有するにせよ、之等二人の役人が一般家臣の し、江戶廻米之賣落計 官府に得を附是を手柄にして奉公と存候……」《元祿十 或は商人の干渉を一切排除し事ら官吏に於て實行する 商人の實力を認め之との協力の上に於て廻米の事を行 れば封建的貢和負擔者としての農民の再生産の條件を ンと云ふ宣言に依つて知られる通り、 「左候得ハ御嬴米會津ニテ少下直ニ賣落候直 制潤本位に行動したのは常然であつた。 上並御家中 一同之割付にて可ゝ然」へ同 人にて相濟候」(寛文十 は家中へ割縣候儀 道理と無難 萬事道理次 民間人を 窮乏 向 た

も明かであらう。商業資本に蝕ばまれつしあり藩財政の立直ならげ彼が《道理》によつて何を意味してゐたかは云はずと 、にも封建的であつたのである。 彼は 3

局に於て「元〆廻米方の儀、專ら御捐益第一之役所に御蔽せんとするものに外ならなかつたのである。乍然、結 人之噂」によれば、彼等官僚の腐敗は目に餘るものがあるかは想像に餘りあるであらう「當時御內證方に預誤役 幸運をつかみ得たものがあるとするならば、 臣團の中より偶へ「專ら御捐益第一之役所」に奉職する 座候」(享保十二年四月十一日、大目付西郷仁右衞門の建白書) 無」之候」(元祿十五年十一月十一日)——それは儒 教 的倫筋に粉れ候、 官府に利を求候事は 緊飲の 法にて 善事に ことはあまりにも明かであつた。そして貨幣經濟の浸透 理によつて藩政府の高利貸的商業資本的性格を美化し隱 と共に赤貧化せしめられ、精神的虚脱狀態に置かれた家 提案した常平法につ 提案した常平法について次の様に述べた時――「常五兵衞失脚後、廻米の役に就いた安藤市兵衞が、そ 四民を活かすの 特權の裡から如何ばかりその滋味を貪り喰ふに至いかみ得たものがあるとするならば、彼が官僚と によれ 一にで官府へも利有」之故、 利潤ので、それ のがあ

ハ名のみ之様に相成、新之御用達ども專ら當時の御用承に展開されずにはおかない。「古來より立來候御用達共、て其處にはその特權をめぐつての競爭が御用達商人の間政を喰ひ荒す好個の地盤を提供するものであつた。從つを來たしたのであるが、同時にそれは好商に對し、藩財 捨候と目前之様に存候……」(安永四年七月八日)程に頽廢虚に虚を重ね、一統信義を失ひ、元〆所へ差出候米金は事さへ敢て爲したのである。かくて「當時之元〆方連年が金錢に致、御內證方へ利付廻」(同上) しで貸付を行ふ (天明元年八月七日)しくなると云ふ底のものであつた。更 宜相成、三年も勤候へハー生ハ不」及」申、子孫迄も宜」成內證宜者も難及程ニ家居飲食を始とし、衣服迄別段ニ 右衞門――米穀商人であつた)と結托し、「己が金銭を彼等にあくどく立廻る者は、大商人(國分屋源右衞門・永寶屋和 う。吸着の地盤を得るために利足は二拾兩一分にまで切の激しい葛鬪をまざく~と讀みとることが出來るであら 候」(同上)と云ふ簡單な表現の中に、特権をめぐる商人 かくる實狀から推察すげられたのである。 「大小元、役不」被:仰付:以前 其御役被:仰 付一候へハ、如何

るならば、 町奉行西鄉仁衛門

萬兩程つく年々差出可。中筋相聞候」(享保十二年四月十一 存候」「且上方金年賦に被」遊候は、不時御入用御當用に の出金より利易にて御益の様に役人中之由に候得共、御定する事は難くない様に思はれる。「上方金之義は御領内んと意圖する確固たる領内商業=高利貸資本の存在を假 出來なかつたC註ン外大資本に打勝つ程の低利を以て、 外大資本に打勝つ程の低利を以て、自己を奬めることが後には利易にも出金可仕候」(同上)流石に領内資本は領 領内之出金者利潤御領内に留り御國の通用に罷成候間、 も差支可」申と奉」存候處 御領内の者二三人申合、金壹 ンの背後に於て、既に上方商業=高利貸資本を排斥せ 金不」職年賦之濟に被」遊可」然奉」

會津より利安ニ有」之」(享保十一年九月十九日、大日付定藤利(註)「京都御借命の利金は武拾參兩壹分餘に相當り、江戸・ 元文五年 倍金大圖五萬兩に積り武拾五兩一分の利にして云々」となる。左衞門)尤も享保十二年四月建 白書 當時に於ては、「上方御 之に對して、

會津藩に於ける利金は、

享保十三年 一分、同十六年 -四拾兩一分(若松市史上卷七六〇頁參照)であつ 武拾四兩一分、同二十年 一三拾兩一分、

拔 VC. 於て、 自己の利益を巧みに藩の利益である

> い要求。「御國の通用に罷或候間云々」と云ふのは、領外舌なめづりをさせるには充分であつた。更にその太々しを與へ、元々役所の役人共にはおこぼれの甘さを思ふて ないし、それが又、封建領主の單純な頭に好ましい印象 た。實際に於て利潤は商業資本の懷をしか暖めないの 資本に對する競爭に於て見出し得た大きな有利性であ ふ表現がいかの如く 曲な表現以外の何物であらうか、その爲に欲求した利足幾分低利の融通と云ふ事も考へて居りますと云ふ事の婉 資本に對抗し得る程に肥らせて戴くならば、お禮として あるが、それにしても領内に留まると云ふ事に間違びは は質に四割乃至五割であつた。(註) 即ちそれであり、その點こそ、領内資本が領外 べて である。「利潤御領内に留り で. 0

に御渡米可い有い之候」(同上) 候、大闘米五拾俵直殿にメー元利に而五萬四五千俵程も金先候、大闘米五拾俵直殿にメー元利に而五萬四五千俵程も金先(註)「御領内壹萬兩程つゝ出金仕候は、米を以御返濟被い成

な御用金を割當てると云ふ態度に出でた。勿論それの搾取によつて、彌が上にも私財を蓄へんとして、 かつた藩廳役人は、他方一般商人に對しては、中間利 之等大商業資本と握手し うと、 私腹を肥らす 勿論それ

様致皮義肝要ニ候」(天明元年八月七日)と云ふのである 候ても急急に可」参義ニ無」之候間、 つ荷合的である。 等閒三人ニ |出候金子ハ相違無」之と申様ニ成行候」(同上)と述べた 用達共え引配候様相成候はど、 「前條之取計方」と云ふのは「前々より之御達共之內 された提案は驚く程、 此の様な事態を知悉し乍ら、 坂崎・中條等は身元も隨分と丈夫成者共に候間彼 段々本え復候上には米金之權 収約御與米など元〆所より彼等方へ相渡候惣 **銀々身元丈夫之上、一統之信を生じ彼等** 重臣の意見を要約すれば、 即ち「たとひ役人共新三取立替候三致 無氣力であり打算的であり、且作ら、重臣例へば大国付から申 自然と米金之權彼等其 先暫之間前條之取計 官紀萠がを断行 悉元 と所へ復候 共方へ

> 質権を奪ひかへし官營とするなら何等障りはあるまい と云ふに盡きる。 立直るであらうから、 をつけて貰はうではないか。 彼等の個人的信用を手腕とによつて、 利きの商人に對 その してみ 時改めて彼等 に合ふ様な成果を期するわ とかうする内には藩財政も n ば 此の 元〆所の業務一 際思ひ の手から事業の 何とか始 切り 切を移

左衞門の意見書によれば、「御領中並御藏入之卿頭肝煎每 苛斂注求が照應する。 限前に再現せしめられるのである。 **藩廰諸役人との間柄が如何なるものであつたかゞ生々と** 年年頭之禮三參候時、昔信物持參、辻不二不居見苦敷風俗 に對しては、 指摘されねばならない。 相應ずるものとして一般役人の腐敗墮落が現出する事が 政立直しと云ふ一事は常に彼等 中ニハ取候者も有」之候と相見候」とあつて、 か何に由來するかは今措いて問はぬとするも、之に 臣のかうした無氣力、荷合的態度 諸役人音物取間敷旨衆て被,仰付,候得共、其 更に地下役人の阿陖贈賄及び農民に對する 延寶四年十二月十日、 そして之等 の念頭に 又「當時町方地下 一般役人の腐敗堕落 あるのであるが とは云へ、藩財 地下役人と 横目有賀叉

上るまでに表面化してゐた事が知られるのである。, 無念成事と申」す程の私曲が、役人の噂、地下之雜談にに候得共、中途之役人ニ被」取田宅迄も先程ニ罷成候ハ地下之者雜談ニ、上へ納り候御年貢ニ候はど無!是非!事中立候事之由」(天明元年八月七日) であつて、「其故ニー取立候事之由」(天明元年八月七日) であつて、「其故ニー取立候事之由」(天明元年八月七日) であつて、「其故ニー預リ候役人之噂」によれば、「郷頭手元ニて役人共へ賄ニ預リ候役人之噂」によれば、「郷頭手元ニて役人共へ賄

狀態で 吟味之上申付、岩及"愚意」候者は吃度申付可然候」(同上)手當|出百姓ニ申付可、然候。…望候者へ勿論、不」望者も 次の通りである。 にならざるを得ず、從つて貢擔の量も必然的に減少を來 付きの田畑を誰が望んで耕作せんとするであらうか(註) 夫食の保證さへなく、 裡に存するものは御百姓と素町人に非ずして、 てはどかる處無きを思はしめる。 の卑屈を、こゝに於ける傲慢と比較してみよ。 「不」望者も云々」に至つては封建的吏僚の本性を露呈し 之が 對策として郡奉行今泉早右衞門の奉つた意見は と云ふのが即ちそれである。 「…山郷之村方より水吞之内相應之致」 況してや年貢米進を負ひ込んだ日 知られよう。 商業資本に對する彼等 b 經營も粗放 土百姓と 彼等の脳 しる

之候」(延享二年八月六日)(註)「何程用地望候ても古未進を負申候間、田地望候者無い金主に外ならない事が知られよう。

げ、彼等が「近鄕より遠鄕迄所々に商賣之店を出、町入れた如く、賣人或は小商人となつた所の群のみをとり上種雑多であるが、さし當つて故に於ては建白書に述べら農業生産より離脫して行つた之等農民の行方は勿論種

つたかにつき考察する事とする。 に於ける町人との利害對立が如何様な具體的形態を 」(延享三年正月十九日)を營む様になつた時

年五月二十八日町奉行西鄕仁右衞門上書) 方之賣買薄相成候。 候類數多有」之却で町人よりも商巧者二候。夫故敷、 外之鄕村にて百姓共賣買不致様被。仰出一可然、左候はゝ **賈買之道町人へ歸、惣町渡世可』相成……」(延享二** 依ては古より有來候市場へ格別、 折働候事を厭、商賣を專 が、に野・致

る形をとつて現はれてゐる點に注意されねばならない。 共處にこそ、 その對立が町方商人の側に於ける。既得特權の 町方商人との鋭い對立が見出されるのである。が故にこそ、その購買力の歸趨をめぐつて、郷 して「見世店 商人の浮沈に對し決定的な意義を有してゐたことであ 町方商人は封建制の被護の下に身を置かんとする。 そして郷村の購買力の有つ意義がかく決定的である 讃して直ちに知り得らるい事は、 して、 放自ら進ん 一方に於て過大の御用金割當により彼等を を閉づるを餘儀なくせしめた 藩廳役人 で之等町方商人の利益を擁護せん 擁護に於て鄕村商人と對立する限 鄉村 の購買力が町 郷村商人と 更に又、 の擁護な とす

廢の項ン

者ハハ 妻子 る。 可」有」之候、残ル五十人ハ右ニ申上候種々ノ渡世(註)ト、 農作ノ本業年増不利 。即ち、「先年ハ商工ノ者」村幾人ト承り傳候處、當時、な卷き込まれ方については蘆東山上書の述べる處であ つたかを示すも 皆以未業ニ奔リ候、百人ノ民コ御座候へべ、農事 して郷 ニ相任せ、 一而人モ無」之候《前掲書四七七頁 上書二 相雑へ相續仕ルニテ候、其內一向農業ニ計片付候 其身ニハ商工ノ渡世仕ル者凡ソ五十人モ Ø さる」 ニテ、商工ハ日々ノ利益相見得候エ に外ならないのであるが、その具體 に卷き込まるム事の如何に甚 に至つた購買力のが するのである。

1

(同上四七六頁) が擧げられてある。 編町物等、場に御座候へバ煮賣人、宿菓子、沓、草鞋ノ小商」ミ、或ハ山林ノ炭、薪、曲ゲ物、指物、干物細工、或ハ織物、 /コ - ` ` (註)「タバコ、格、吳坐、 布木綿、或ハ茶、酒、 汕、蠑鰯、八百屋、 莚蓑、笠、 或ハ紙綿、紅花、カヒ 魚 題ノ営ナ

る時、 ば漆器工業に視野を限る事 吾々は數多の商工業の中から或る特定のもの、 問題を更に具體的な形に於て取上げようと欲す に依つて、 それをなし得る

て置い であら 9 かくて た通り、 5 又さらする事が本篇の目的とする所でもあ 、その爲の準備工程に外ならなかつたので以上致し來つた所のものは、最初にも述べ つたので

髙村に移つたと云はれる。 それより處々に移り行き、享保三年、耶麻那木地小屋村、 ば他山に移り住居も一定しなかつたもので、之を「飛」と高村に移つたと云はれる。彼等は挽ぐべき良木が盡きれ 同新助外木地挽五人を連れ來り、 へて、 様である。 木地については、詳細な點は不明である。たじ新編會 した、爲に左に掲げる様な手形を下付されてゐたもの 土記(卷三・五十一 陸奥國耶麻郡之三)によれば、天 序として先づ原料に 八年浦生家が會津に封ぜられた時、木地頭佐藤和泉、 會津郡慶山村に於て木地を挽かせたのであるが、外木地挽五人を連れ來り、府下七日町に屋敷を與 ついて述べ る事とする。

往來手形

當寺支配ノ者ニ御座候、然ル處彼等為」職分」住所住 妻子谷族引連レ並ニ家財等致」所持」往來無仕 候 間 諸國木地師ノ輩者依」于爲一元 ノ桅木相盡候得者不」依。何時」致ご住所替一候、一付 祖惟喬親王之御舊地一

> 其節ハ右ノ趣旨ヲ以テ不、限、男女、諸國 相違一御透可」被、下候依テ手形差出 所如件

州愛智郡君炯村

日本國中木地師總本山

諸國御關所 金龍寺

(林政紀要一七一頁)

之候得 取立置 一候ては木挽も杣職杯と申立、 之內三無之、役錢迚も無之極緩計之職三御座候處、右 職致候ニハ自然と木挽職も致候様振合ニ有」之、 用材を伐採し得たと云ふが如きは、會津藩に關する限り 以來ハ於「役所」五職同樣壹ケ年貮百文つゝ役錢取立候樣 無根の事實である。 仕度旨」(續日記類寄續編弘化三年十一月日本林制史資料二六 В 右五職(=大工・木挽・左官・石切・萱平柿) の特権が誇張され、 即ち「杣職之儀もも御手前職ニ有」 例へば無代償にて木地 洩職共有」之候間、 役錢不

利害の對立を有してゐた事に關しては次の文書の示す通 た詩願書によれば「椀木に相成候析、 夏 である。 又彼等が用材の亂伐をめぐつて炭燒及び百姓との間 即ち寛政年 間金龍寺より若松郡役所に差出 兩木百姓等

育津藩の 漆生産につ

更)なる事が知られるのである。 除炭焼立云々」(「寛政三年ョリ 萬被仰波覺書」前掲書一四四 除炭焼立云々」(「寛政三年ョリ 萬被仰波覺書」前掲書一四四 所共に産業之炭焼立、相障リ申立候ニ付、吟味中、川ふ 被」下度由申出候ニ付、追々吟味相尋候處、大原より右兩 金木城村山之内柴倉山と申場所之朽・ふな雨木相殘 林政紀要勝政篇一七四頁)とあ ば、「高森小屋木地挽共酸川」野村 之內 川ふり

地首格の地下役人 蘇郡誌二一二頁)同業組合的なものが結成されてゐたもの と思はれる。 組織については判明しないが。木地首なる職が置かれ 扱ひをうけてゐるとずれば (嗣島縣耶

よつて知らる」に止まる。 木地の販路及び塗師との關係については、次の喫願書

それによれば販路は岩松塗師と、 **売井村へ差出し四ケ村之途師共に限り差引致候様古來よ** 之木地挽、會津郡南山御藏入に住居致居木地挽共は、若 「……御城下の者は東安積那入立木地挽井、猪苗代入山 師共方斗限差』出之、北方東西入山之木地 挽 共は小 知一云々」「「會津漆器雜考」十 小荒井・塚原・清次袋

して塗飾共も藩廳に對し、「何卒木地値段之儀、不景氣之澁至極云々」と云ふ狀態に陷入れられたのである。かく 杯を御上様へ御願申上、色々謀計御願申上」ぐるに到つ 全く對等著しくはこの事例に關する限り、 世並に掛金相應に挽下げ、 に望生金蓮き者は塗細工可、仕候様無、之體にて殊之外難候へば、一向に活計に相成不、申、塗師共一統難澁仕、旣 景氣にて……別而行當り迷惑仕候所、 たのであるが、 ては左様恣成様を相好出來、 る。「依」之何 れば、 のであつた様にさへ思はれる。 これから祭するならば、 ニ相成様」とてその値段引下げを喫願したのであるが、 より値段追々高値に罷成、 **塗師元入等甚々增加仕、** 更に之を口質に 緩々住居」かくて「木地田來高減少」するに到 れ之木地挽共内證向 他方途師にあつては 「値段引 **塗師に對する木地** 、 塗物に出來賣拂元入差引仕 此節木地挽壺貫五百匁位に罷 木地挽共も不:相痛!渡世相續 木地岩松へ差出商賣致度由 彌有福に罷成、 れてねたもの」 「近年引續き世上不 去春迄は五六月頃 を質行したのであ 於て既に荒挽き より有利なも 挽の關係は、 内々に

不地椀專ラニ被。仰付こ、たのであり、之によつて木地挽 **稼であるが** であると思ふ。 るならば、大體の荒挽は山中でなされたものとみるべき 障ニモ相成候故、 常御所木地挽由來ノ事一林政紀要」七一頁)を事から察す 中で「細工仕候處、 潜で 「百姓人夫ヲ以テ山 七日 か否かについては、 椀木有」之山へ直ニ住居被,仰付こ 町に屋敷を頂戴して居つた木地挽 百姓方人夫夥敷入候得者、農業 木地御伐寄被 仰付

寬延元年 次に漆液について述べる。 來ず、 連年藩外より相営量を輸入して居た。 五〇〇兩 漆液は藩内の 生産量では自

文正年間 1,000 七二九・二

同 安 嘉 永 四 年 平 年 000 七〇〇

八 〇 〇

文久二年 三年 三五

、二八〇

は郷 Ø 出候金高 みについてさ は 云ひ得るのであつて、

小荒井組にて漆の代

同 二年 五百五拾六兩三分餘

八百三拾兩餘

三年 二百九拾五兩壹分餘

延享三年 四百六兩餘 四百六拾五兩壹分餘

小田付組年 K τ の代

延享三年 四年 二百拾二兩壹分餘」(若松市史上卷一五百二兩三分餘

を上納したのであるからして、その總漆液量は二千六百六萬千二百四十八本六分一厘であり、又一本役一勺づゝ 八〇頁) 津藩蝃漆保護秘鉄』 / 御郡中漆木役高の事 / 日本農民史料聚粹 第十一卷十五 十二盃四合八勺六才(但し一盃は二百五丁目即ち一斤)(「會 之に對し、享保十 七年、 である。 御那中漆木役高總數は、二十 今相場代金一兩に六盃〇同

兩餘たるにすぎない。尤も役木數に對し總木數は、 十七頁)として換算す れば、上納漆液は僅か 承應二三年 四百三拾五

公子に言う

百八十萬九千七百二十六本百七十五萬百九十二本 百五十二萬五千五百四十本 百五十六萬千三百十二本 百三十三萬千百本 八十萬九千 萬二千 四千六百五 萬六千七 百六十 寬保二戍年 享保十一午年 同 五未年 正德元卯年 元文午年 寬永三戍年 **元**祿十 十五午

あらう。 天保十五日 中辰歲日 (日本林制史資料二四九頁)に

であり、 も云ふ如く、「漆は他邦より しい増加が かつたのであつた。前のとしたが故にてそ、 たのであつた。 前 植立 如質にこの間に消息を物語るであらう。であつた。前掲の數字の示す如く、木帖 もその事質が塗物をして 滞としては可及的漆樹 重に買入」れたと見らるべき 「利德薄き」(同上) その他に次の 木敷の著

大約五六千兩に相當する漆液は採取されてゐたでるからして、その中小木・苗木・等を考慮に入れ

的なものとして考へらるべきである。一獎勵の目的に關しては、その他に次の

浸透による窮乏から救

度御事に奉」存候」 人之方へ米穀之外に別而金錢相入候様、御政道被"立下"て過行候はゞ、行末猶更農人次第に衰可申、然は此節農之間出方無"御座"却て諸費而巳に御座候……當時の勢に 商人は日々利潤在「御座」物に候得者(共か?)農人は春夏 候故當時は御百姓も農業計にては 「大平打續風俗次第に花美に罷成、毎」物追年高に相 相續六ケ敷相見得候、

者」(同上)である事が考慮に入れられてゐた 蠟漆之儀は奥筋之産物にて、餘國共其政道有之事御座候」 よつて貨幣收入の爲の副業として指摘されたのは、それ但し效で考へられねばならないのは、漆樹栽培が彼にの盧東山上書一』日本經濟大典第十一卷二四七頁十二四八頁) されてゐるかについて、 が單に「五穀ニ次デ夥シキ利潤有」之物」「日本經濟大典第 「……米穀之外農人利潤に相成候儀可存御 指シタル世話モ無之…達テ田畑ノ障リニ不相成。四五五頁)であるからばかりではないのであつて、 0 大なる養蠶が如何なる理由で排拆 彼の述べる事を見よい んのである。 座候。其間

方疏略相成は、皆にはいい、皆に は、其害難」僧は、一世を候に付、人 働候男共、 **償事に御座候……」** 八方限り飼候得ば、 八方限り飼候得ば、 選は目 男共、桑取等に目を費 は自立候之間がは、自然と 同上三

之候へば翌年の御年貢に機候形に儀由」(同上四四十五頁)と、「下り金相場代共に不織御年貢に蓋機、其年分餘り有」で事はその當然な結果であり、小川莊の場合に於て下り金並相場蠟代共に其御年貢に機」(「祕錄 前掲書四四下的金並相場蠟代共に其御年貢に機」(「祕錄 前掲書四四下的金並相場蠟代共に其御年貢に機」(「祕錄 前掲書四四下的金並相場蠟代共に其御年貢に機」(同上四四十五頁) 持すると共に、定額に滿たざる絕對的不足量は「指シタる要求と密接に關聯する。 貢租の現物形態を可及的に維 たのである、 と記さ 定額の貢租の確保と云ふ、封建的支である、從つて此の第一の理由は、上しての資格に於てのみ、救濟の對 ち、 れてゐるのである。 救済さるべき農民は、 の理由は、第二の理由、即救濟の對像となり得てゐ現物形態に於ける貢租擔 建的支配者層の切實な

理由としては、漆木に對して課 せる滞 してねたかど劣へらる の財政にとつて如 何に使くべからざる べき であら せら る」貢税

一才は未進で

例へは利 一方の村漆木殊の外かじけ候に付、去年の相場会 一方の村漆木殊の外かじけ候に付、去年の相場会 一方の村漆木殊の外かじけ候に付、去年の相場会 一方の村漆木殊の外かじけ候に付、去年の相場会 一方の村漆木殊の外かじけ候に付、去年の相場会 一方の村漆木殊の外かじけ候に付、去年の相場会 一方の村湾木殊の外かじけ候に付、去年の相場会 一方の方。それに関して次の證文―― を覧大な態度を以て臨んだかに思はれる様であるが、實も寬大な態度を以て臨んだかに思はれる様であるが、實を定たては、延寶三年卯三月八日、肝煎から提出された次の文書の示す通りの條件に於て、初めて許可されたに次の文書の示す通りの條件に於て、初めて許可されたに次の文書の示す通りの條件に於て、初めて許可されたに次の文書の示す通りの條件に於て、初めて許可されたに次の文書の示す通りの條件に於て、初めて許可されたに次の文書の示す通りの條件に於て、初めて許可されたに次の文書の示す通りの條件に於て、初めて許可されたに次の文書の示す通りの條件に於て、初めて許可されたに次の文書の示す通りの條件に於て崩壞の過程をたどりつ」もなれは貨幣經濟の過中に於て崩壞の過程をたどりつ」もなれは貨幣經濟の過中に於て崩壞の過程をたどりつ」もなれは貨幣經濟の過中に於て崩壞の過程をたどりつ」もなれは貨幣經濟の過中に於て崩壞の過程をたどりつ」もなれば貨幣經濟の過中に於て崩壞の過程をたどりつ」もなれば貨幣經濟の過中に於て崩壞の過程をたどりつ」もなれば貨幣經濟の過中に於て崩壞の過程をたどりつ」もない。 、初めて許可されたに、肝煎から提出された

何に變じて行つ、 建制のあがきが、 な如封なそ、微